

業務仕様書

1 業務名

たばしね学園洗濯脱水機収集運搬業務及び処分業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 収集運搬及び処分を行う廃棄物

洗濯脱水機1台（総重量1,000kg以内）

4 業務の遂行に係る許可等

受託者は、監督官庁が交付する許可事項に変更があったときは、遅滞なく変更後の許可証の写しを委託者に提出すること。なお、本業務の遂行に当たっては、本業務仕様書のほか関係法令等を遵守すること。

5 収集運搬業務

- (1) 業務の対象は、たばしね学園敷地内（屋外）に存置する産業廃棄物であること（具体の場所等については、発注者が指示すること。）。
- (2) 3に掲げる廃棄物以外の廃棄物が確認された場合、受託者は、発注者に協議すること。

6 処分業務

受託者又は受託者が指定する処分業者が行うものとする。なお、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、発注者は、当該業者と処分業務についての契約書を締結するものとする。

7 委託料

発注者が受託者に支払う委託料は、収集運搬から処分に至るまでの一切の経費であることから、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、その経費についても委託料に含まれること。

8 事業完了の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、完了報告書（別紙1）を発注者に提出し、確認を受けること。
- (2) 廃棄物処理法の規定に基づくマニフェストについては、JWNET電子マニフェストシステムを導入している受託者は、その都度、システムに登録し、発注者に報告すること。

なお、電子マニフェストシステムを導入していない受託者は、その都度、発注者に紙により提出すること。

10 その他

本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上、委託者の指示に従い、実施すること。